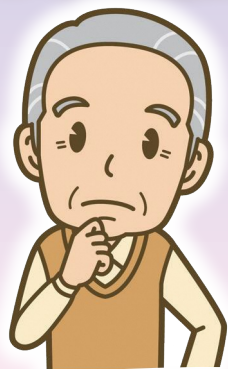
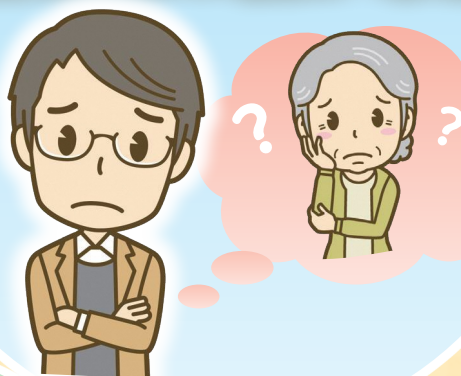


魚津市 成年後見支援センター

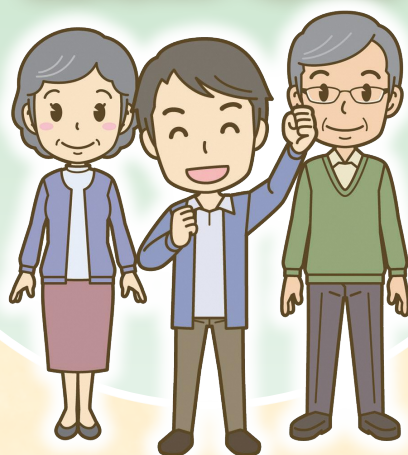
身寄りがないので
自分の今後が不安



一人暮らしをしている
認知症の親が心配



障がいのある子の
将来が心配



魚津市成年後見支援センター（市役所社会福祉課内）では、皆さまが
住み慣れた地域で安心して「自分らしく」生活できるよう成年
後見制度の活用をお手伝いします。



成年後見制度とは？

認知症、知的障がい、精神障がいなどによって、物事を判断する能力が十分でない方は、ご自身で契約などの法律行為を行うことが難しい場合があります。

成年後見制度は、判断能力が十分でない方のために、本人の権利を守る支援者を選び、必要な契約を結んだり財産を管理したりして、本人を法的に支援する制度です。

判断能力が
十分にある

任意後見制度

任意後見制度とは、現在は判断能力が十分にある人が、認知症などで判断能力が十分でなくなったときに備えて、財産管理や身上保護に関する法律行為を本人に代わって行う人（任意後見人）と支援の範囲をあらかじめ自分で決めておく制度です。

任意後見制度の利用のしかた

●任意後見の依頼と公正証書の作成

本人と後見を依頼された人（任意後見受任者）が支援する範囲など任意後見の内容を話し合っ
て決め、公正証書を作成し、正式に契約を交わします。

任意後見人への報酬は、本人と任意後見受任者との契約で決めた金額となります。公正証書作成にも諸費用がかかります。



●家庭裁判所への申立て

本人の判断能力が十分でなくなったとき、本人や家族などが家庭裁判所に任意後見監督人選任の申立てをします。

申立てに必要な書類や費用については、申立てをする家庭裁判所にご確認ください。

●任意後見監督人

本人が選んだ任意後見人がきちんと仕事をしているかをチェックする人です。

任意後見人(受任者)になれる人
親族や専門職(弁護士や司法書士、社会福祉士等)が多い

申立てができる人

本人、配偶者、四親等以内の
親族、任意後見受任者

●任意後見監督人が選任され、支援が始まります

任意後見監督人が選任され、任意後見受任者は正式に任意後見人となります。

ざいさんかんり 財産管理

本人の預貯金の管理、不動産などの処分、遺産分割などの財産に関する契約などについて、助言や支援を行います。

しんじょう ほ ご 身上保護

介護・福祉サービスの利用や医療・福祉施設の入退所の手続き、費用の支払いなど、日常生活に関わる契約や各種手続きを支援します。

判断能力が
十分にない

ほう てい こう けん せい ど 法定後見制度

法定後見制度は、判断能力の程度に応じて「後見」「保佐」「補助」の3つに分けられ、本人や親族などの申立てによって家庭裁判所で選ばれた成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）が支援します。



法定後見制度の利用のしかた

●家庭裁判所への申立て

本人や家族などが申立ての理由（本人の生活状況や判断能力など）について記載した申立書や医師の診断書、本人の戸籍謄本などの書類を家庭裁判所に提出します。

申立てに必要な書類や費用については、最寄りの家庭裁判所にご確認ください。



申立てができる人

本人、配偶者、四親等以内の親族など
※親族が申立て出来ない場合、市長が申立てをすることができます。

●審理が開始されます

本人の判断能力の程度や生活状況を確認します。本人の判断能力について、医師などが鑑定を行うことがあります。

また、本人や家族などから申立ての理由をたずね、成年後見人等の候補者がいる場合は、適格かどうか事情を聞きます。

成年後見人等(候補者)になれる人

親族や専門職(弁護士や司法書士、社会福祉士等)が多い

●成年後見人等が選任され、支援が始まります

家庭裁判所が、成年後見人等にもっとも適切だと思われる人を選任します。



Q

後見人等になってくれる親族がいません。

A

弁護士や司法書士、社会福祉士などの専門職に後見人等をお願いすることができます。その場合、管理する財産の額や、事務の難易度などにより、月2～6万円程度の報酬が必要です。



Q

報酬を負担できそうにありません。

A

生活保護を受けている方や、収入・預金等が少なく報酬を負担することが難しいと認められる場合は、報酬の助成を受けることができます。詳しくは、社会福祉課へお問い合わせください。

Q

申立に必要な書類が多く、自分で用意できるか不安です。

A

申立書類の書き方や集め方などの相談にも応じますので、成年後見支援センターへお気軽にご相談ください。また、弁護士や司法書士に申立書類の作成を依頼することもできます(費用負担あり)。

お 問 い 合 わ せ ・ ご 相 談 は

成年後見支援センター相談窓口

魚津市役所社会福祉課

⑥番窓口

〒937-8555 魚津市釈迦堂1-10-1

TEL 0765-23-1007

FAX 0765-23-1073

受付時間 8:30～17:15(月～金)
(年末年始・祝日除く)



社会福祉法人

魚津市社会福祉協議会

〒937-0801 魚津市新金屋2-13-26

TEL 0765-22-8388

FAX 0765-22-8390

受付時間 8:30～17:30(月～金)
(年末年始・祝日除く)

